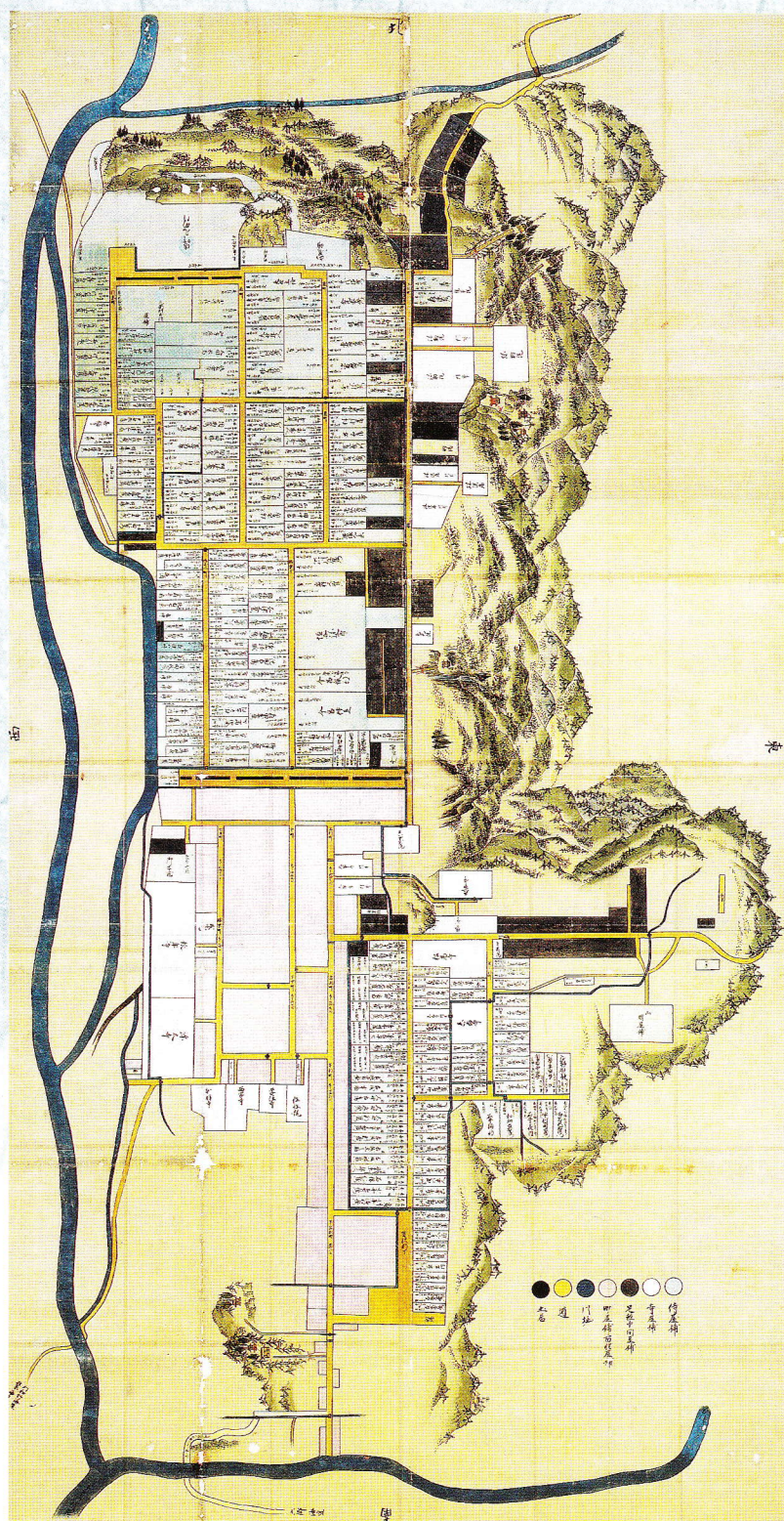


秋田県

公文書錦だより

第16号 平成14年3月31日



● 資料紹介

「秋田県六種勸業別報」について

「秋田県六種勸業別報」は、明治二十年（一八八七）二月より二十四年二月まで刊行された。県の勸業担当が作成・配布した月刊誌であり、本紙第十五号で紹介した「秋田県勸業報文」の前身にあたる。

現在、「六種勸業別報」を所蔵する機関は、秋田県立図書館と昭和町石川理紀之助翁記念館、国立国会図書館である（県立図書館は「勸業報文」も一部所蔵）。このうち、国会図書館所蔵本は、四五号はば全て（第四三号欠）が揃っている。当館では十三年度事業として、国会図書館のマイクロフィルムから複写を行なった。本年度に複製本を閲覧室に置く予定である。

「六種勸業別報」の発刊は、明治十六年六月に「秋田県勸業月報」（本紙第十号を参照）が廃刊されて以来、四年ぶりの月刊誌復活になった。発刊経緯の記録は、現存する「第一部勸業課事務簿」から見つかからない。「報告之部」が、十九年から二十年分まで欠落していることに関わると思

われる。

明治二十年代は、秋田県の勸業政策が、国の政策を反映し新たな展開を見せた時期であった。十年代後半、松方デフレにより地方在来産業が没落し、各府県の勸業政策も停滞期に陥った。この状況に対し、農商務省の前田正名らは、原因究明と殖産興業を目的に「興業意見」を編纂した。同書は、十七年に各省および府県へ配布された。

「興業意見」には、秋田県につき二地方ノ面目ヲ改ムヘキ程ノ実力ヲ生スヘキ見込ノ物産ハ蚕業、米穀、織物、畜産、水産、鉱品トス」と記されている。そして、十九年の「秋田県勸業年報」では、勸業政策の指針が、米産・畜産・養蚕・山林・水産・鉱山の六種の振興に定められた。この六種の選定が「興業意見」の影響を受けていた可能性は極めて高い。「織物」に替り「山林」が入れられたのは、勸業課における修正だろう。 「六種勸業別報」では、右の勸業政策の指針が標題で明確に打ち出さ

れている。また、「勸業月報」の記事が項目分類されなかったのに対し、「六種勸業別報」では、官令・米産・畜産・養蚕・山林・水産・鉱山・雑録の八項目に分類された。

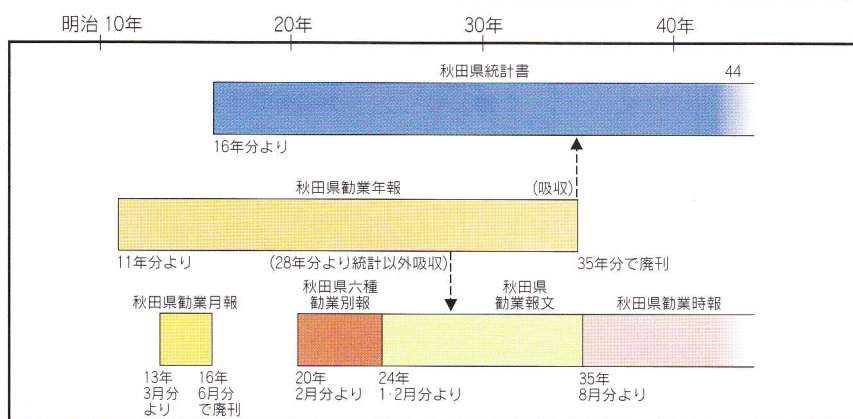
六種以外の記事であつても、勸業上で重要なものは掲載する方針であった。やがて産業の発展に伴い、明治二十四年の「勸業報文」から一〇種に項目が拡大することになる。

さて、「六種勸業別報」の凡例には、県内勸業情報の収集に関して次のことが記されている。毎月一回無代価で当業者へ配布すること、配布を受けた者は六種ほか勸業上の有益情報を本課に報告すること、それ以外の人間でも報告を許すこと、情報の

誌上採録者には一部贈与すること。

本課が情報の収集にかなり力を入れていた様子が判る。「勸業月報」の凡例には、このような規程は無い。

勸業雑誌と秋田県統計書の変遷



「勸業月報」の時代には、県内各郡の通信員（勸業掛、後、農区委員、勸業委員）が定期的に本課に報告を送っていた。しかし、明治十年代後半には、この通信制度が次第に機能しなくなつた。費用が不十分な上に通信員になる篤志者が僅少で、効果が上がらなかつたためである。二十年六月で勸業委員は廃止された。

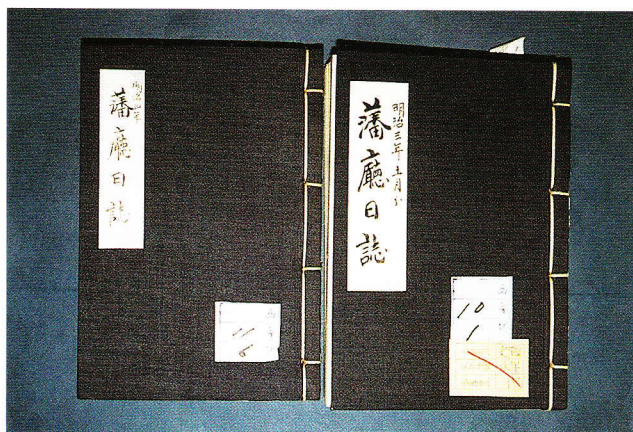
「六種勸業別報」では、配布者をもって従来の勸業委員の役割を担わせようとした可能性も考えられる。通信制度との関わりで、勸業月刊誌の変遷を見ていくのも興味深い。

（公文書班 柴田 知彰）

● 資料紹介

「藩庁日誌」

当館では「藩庁日誌」九冊を所蔵している（表参照）。いずれも当館開館時に、県庁の地下書庫から、古文書として引き継がれたものである。ただ九冊のなかに一冊だけ、どういう訳か、矢島分と記された「藩庁日誌」がある（県D-4-2）。秋田県は、旧秋田六郡と鹿角郡と由利郡で成り立っているから、矢島の史料があっても不思議ではないが、そうであれば、本荘とか亀



田や鹿角の史料があまり伝来していないのは何故かということにもなる。これは重要な問題ではあるが、本題ではないので、これ以上追究せず、久保田藩（二年六月から四年一月迄）と矢島藩の同じ年月日の箇所を比較することからはじめたい。

まず久保田の明治三年十一月朔日の条をあげると

月番 吉川権大参事
権大属当用係 石山源三郎
権少属当用係 渡辺時也

史生当用係

庁掌当用係

泊番権少属心得

泊番庁掌

如例月仍休日無出庁

能代中士

右は要用之義有之親類小川助之進

方江罷越候よし届之

無官上士

右は昨廿九日御暇処より罷帰候趣

訴之

となる。

月番、役前、泊番の氏名の後に、その日の藩士の動向などが記されている。

次に矢島の同日の条をあげると

十一月朔日 雨

一 於庁相達

免民事属役 小番良兵衛

となる。

当日の天気、藩士の動向という順で記されている。

久保田の場合、当日の業務の責任者や担当者のほか、泊番の氏名も記され、日誌を書いたのは泊番ではないかと推定できるが、矢島の誰が書いたのか、この史料からだけではわからない。天気については毎日記されているわけではないが、藩の人事や藩士の動向については、久保田と同じく記載されている。矢島分は一冊しかなく、しかも期間もわずか三ヶ月と短い、「藩制」布告後の「士族家禄定」とか「藩庁人事」のほか「学校規則」など、基本的な史料なども収められている。このほか、山形県から、酒田県が廃され（明治三年九月二八日）山形県に併合されたので、由利郡の管内絵図を改めるため官員を派遣したい、との申し入れなども収められている。

次に久保田を見ると、藩で選拔され藩費で大学南校に入学した貢進生や、丸山作樂外務権大丞の塾に入塾した者の氏名なども、採られている。明治三年十一月から翌四年六月迄の間の藩士の動向や藩庁人事は、ほとんどわかると言つてよい。

もちろん、この間に起きた事件についての記事もある。四年三月二十五日の暮時、志賀少参事が三、四人の覆面をした者たちに襲われるという事件が起きているが、翌二十六日には、襲撃した者や検使として派遣された者の氏名や襲撃状況などが記されている。そして二十七日には襲撃で死亡した者

や、割腹したが死にきれず、治療を受けたものの死亡した者の氏名や、容体などが細かく記載されている。

このほか八坂丸事件関係や初岡敬治に関する記事も見られるが、「秋田」での人事や藩士の動向を記載するため書かれたのが「藩庁日誌」であるため、東京での藩士の動向は、殆ど採られていない。

だが、廃藩置県直前の秋田（久保田）藩の政治史を考える際、主に人事と藩士の動向という観点からではあるが、従来では考えられない人事が行われたことなどを確認でき、秋田の維新変革期を研究する際の基本的な史料の一つになることは、確かなことである。

（古文書班 菊池 保男）

藩 庁 日 誌

整理番号	資料名
県D-4-1	藩庁日誌 明治3年11月
県D-4-2	藩庁日誌 明治3年閏10月～12月
県D-4-3	藩庁日誌 明治3年11月～12月
県D-5-1	藩庁日誌 明治4年正月
県D-5-2	藩庁日誌 明治4年2月
県D-5-3	藩庁日誌 明治4年3月
県D-5-4	藩庁日誌 明治4年4月
県D-5-5	藩庁日誌 明治4年5月
県D-5-6	藩庁日誌 明治4年6月

●資料紹介

藩政史料のなかの真澄

掲載した史料は、野上国佐の「御学館文学日記」(25—29—1)の記事である。同史料は、野上の勤中日記で、公的な性格をもった藩政史料である。紹介した記事は、著名な紀行家菅江真澄について触れた部分で

ある。謎の多い真澄について触れた藩政史料としては、ほとんど唯一のものといつてよい。そのため、従来から、真澄の地誌編纂が藩によつて公的な事業であつたことを示す史料として注目されてきた部分である。

No. I

菅江真澄遊覧著述致候二付、御町奉行より懸合有之、御用係申会之上、老中・総裁へ御沙汰之上、右入料御学館より被渡置候事二相成、右御合力銀百目・筆墨紙料銭拾六貫文被相渡候趣、受払役平吉へ小平申渡候、

I 菅江真澄遊覧著述致候二付、御町奉行より懸合有之、御用係申会之上、老中・総裁へ御沙汰之上、右入料御学館より被渡置候事二相成、右御合力銀百目・筆墨紙料銭拾六貫文被相渡候趣、受払役平吉へ小平申渡候、

(御学館文学日記)

文政八年七月廿六日条)

No. II

菅江真澄平鹿郡旧跡吟味被仰付、去年中罷越段々回村、此節大略相片付、此余横手近在既二吟味成就仕候、去秋中出立之御旅装御合力拝領被仰付、其後吟味形存之外延日二罷成、甚服零落、内々如何共迷惑仕候、因而御積を以御合力被仰付被下度趣、鳥屋卯助宿を以願申出候二付、申合之上銀百目被下置候趣、桑原元伯へ申渡候、

II 菅江真澄平鹿郡旧跡吟味被仰付、去年中罷越段々回村、此節大略相片付、此余横手近在既二吟味成就仕候、去秋中出立之御旅装御合力拝領被仰付、其後吟味形存之外延日二罷成、甚服零落、内々如何共迷惑仕候、因而御積を以御合力被仰付被下度趣、鳥屋卯助宿を以願申出候二付、申合之上銀百目被下置候趣、桑原元伯へ申渡候、

(御学館文学日記)

文政八年十月廿三日条)

いずれも真澄の調査活動への助成について述べたものである。紙数の都合から、ここでは二つだけ疑問を提示してみたい。①(Ⅰに関して)なぜ「御町奉行より懸合有之」なのか、②(Ⅱに関して)なぜ「鳥屋卯助宿を以願申出候」なのか、という疑問である。Ⅱにある鳥屋卯助(長秋)は、真澄と親しい町人身分の国学者で、真澄の墓碑銘を草している。この時期大友直枝(波宇志別神社の神官で国学者)らとともに和学方の創設を藩に申請して認可されるなど、藩とのコネクションもあつた。そのような鳥屋が、友人の真澄に関する願い事をすることは不思議ではないし、①についても、その背景に鳥屋らの働きかけがあつたと考えれば納得できる。

けれども、公的な事業として行われている費用の供出願いが、一介の町人身分の者によつてなされていることの意味はよく考えてみないといけない。真澄の調査が学館の管掌に属する公的事业であつたことは、この記述からまちがいない。しかし、それならばなぜ鳥屋らの働きかけなのかという先の疑問はそのままだ残る。Ⅱの「甚服零落、内々如何共迷惑仕候」という事実は、真澄自身の言葉を通じてしか知り得ないことである。つまり、真澄は、鳥屋を通し

て現状を訴えているのである。換言すれば、公的事业であるにもかかわらず、真澄は直接学館に助成金の要求を出していない(あるいは出せなかった)のである。この点に、真澄と藩の関係のありようがくすかに見えてくるのではないか。

真澄は、九代藩主義和に直接面会して地誌編纂の事業を命じられた、という説がある。その根拠の一つは、高階貞房(Ⅰに「平吉」と見える人物)の大友直枝宛の書簡に、「(真澄が)御内々御沙汰有之而仙北筋之实地にめぐり候」とあることであるらしい。しかし、「御内々御沙汰有之」という語句は、藩の要職にある人物の日記などを見ているとしばしば出会う表現であり、「内々にご指示があつた」という程度の意味である。

たとえば、ある案件が家臣より上申されて藩主に至り、それについて藩主が家老や側近に「よきにはからえ」という指示を下した場合でも、前記のように表現されるのである。

紹介史料が言外にもつ意味をくみとるならば、先の鳥屋らの国学グループ―町方―学館というライン上で真澄と藩の接触を考える方が、義和が直接真澄に会つて指示したとするよりよほど現実的だと思ふのだがどうだろうか。

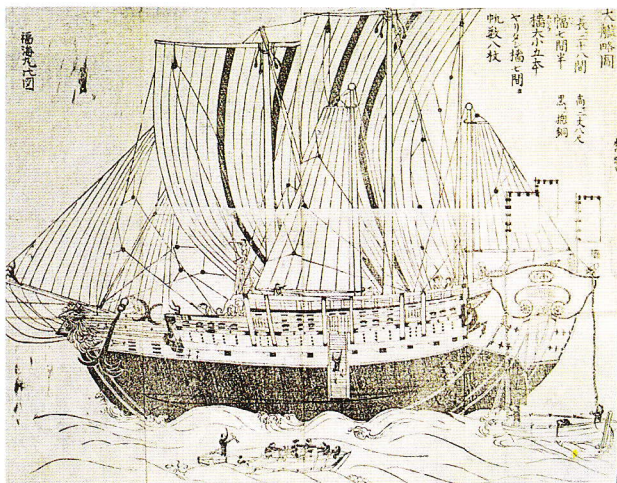
(古文書班 金森 正也)

石井忠行文書・大窪文書

石井忠行文書は秋田藩士・石井忠

行苑の書簡で、石井家に伝来した文書である。

石井忠行は文政元年（一八一八）秋田藩士・石井忠潔の子として手形谷地町（現・秋田市）に生まれた。通称・弥五右衛門、雅号・伊頭園。勘定吟味役、西北蝦夷地御持場見分御用出役、財用奉行などを歴任、戊辰戦争時には小荷駄奉行として由利郡矢島に出陣した。明治七年（一八



伊頭園茶話二「大艦略図」

七四）老齡のため隠居し、以後著述に励んだ。

全二三点のうち二二点（イ一、二）は大縄織衛や信太理兵衛（雪斎）らの忠行宛の書状である。忠行が蝦夷地に赴任していたころのものと思われる。残りの一点（イ二三）は戊辰戦争時に忠行が子・忠海と交わした書簡や覚書などの綴りである。

前述したとおり、忠行の著作は多数あり、当館にも収蔵されている（表参照）。このうち三史料について以下に紹介する。

(1) 落穂籠

全三二冊、目録一冊。史話、記録、政治、経済、社会、文化などについての随筆。古代から時事的な話題まで、さらには日本全国各地のみならず海外の事情まで幅広く取り上げている。巻の二に「嘉永六丑年写」とあり、巻の三十一に明治二十五年七月八日に書き終えたとの記載があることから約四〇年間にわたって書き続けていることがわかる。

(2) 伊頭園茶話

全三〇冊、目録一冊。「落穂籠」と同様、史話、記録、政治、経済、社会、文化などについての随筆。「落穂籠」が秋田藩外の話題が多いのに対して、主として秋田藩内およ

整理記号・番号	史料名	点数	和暦	備考
岡297	古記雑集	1	明治18写	忠行写
AH288-4	御一族系譜摘要	1		忠行写
AH288.3-2	浅利系譜・同軍記 全	1	明治12写	忠行写
AH312-77	記録二番	1	嘉永5	
AH393-16	大山矢五郎日記 全	1	安政2写	忠行写
A317-11	秋田藩御勘定所吟味役役前規定書	1	安政3写	忠行写
7-239	御旗御立立之記	1		忠行写
7-503	落穂籠	33	嘉永6ごろ～25	
8-699	伊頭園茶話	31	文久3～明治26	
423-6	石井忠行日記	11	弘化2～明治26	
433-5	北蝦夷地理数調	1	安政2写	忠行写
433-36	〔佐竹藩〕御持場之内西蝦夷地ヲカモイより北蝦夷地其外島々迄凡里数	1	安政2写	忠行写
442-32	津軽紀行	1	嘉永7	
443-11	道中日記	1	嘉永3	
523-3	御改正遠慮定	1	安政3写	忠行写

※ゴシック体の史料は文中で紹介

び秋田藩に關連した話題を中心に取
り上げている。

(3) 石井忠行日記

全一一冊。幕末秋田藩政の一端がうかがえる忠行の日記。大半は一年一冊の割合で綴られているが、一〇冊目（明治二年分）までの間に延べ

大窪文書は佐竹家臣・大窪家に伝
来した文書である。

「大窪氏略系」（才二七）をもとに作成した大窪家の系図は次のとおりである。

光治—光重（伊賀守）—光通（伊賀守）—光正—光員—光綜—光儔—某（（左右衛門））—某（（左右衛門））—光倫—光明

大窪家は佐竹氏が常陸を支配していたところからの家臣である。「略系」によると、佐竹氏の秋田移封に伴い、光綽のころ秋田へ入部したと思われる。

全三七点の内訳は伊賀宛、庄太夫宛などの書状が一三点、初代藩主・佐竹義宣や東義喬らから拝領した一字判紙などの判紙が九点、大窪家・石川家（大窪家の宗家）の系図が各一点などとなっている。

（古文書班 平田 有宏）

平成十三年度行政資料所在調査

公文書班では平成九年度に県の地方機関に対し行政資料の保存状況のアンケートを行い、その結果に基づき平成十一年度より県内の地方機関を調査し所蔵公文書の情報を整理しています。今年度は畜産試験場、水産振興センター、計量検定所の三課所を訪問しました。



①畜産試験場

試験場は元々明治四十四年に「秋田県種畜場」として開設され、その後何度かの廃止再開を繰り返して昭和三十五年に「秋田県畜産試験場」と改称して現在に至っています。

書庫には種畜場時代の文献もあり、家畜関係の医学書、畜産学、法規、馬事調査報告書、馬政史、血統登録書など広範囲にわたっています。また、馬に関係する書籍も多く、畜産だけでなく軍馬、競馬に関する書籍もあり貴重なものがあると思われます。その他には全国の各試験場の事業年報や試験成績報告書などがあります。

②水産振興センター

明治三十三年土崎港町に建設された

「水産試験場」が前身です。昭和二十五年に国立水産試験場秋田分場の庁舎を得て船川港に移転し、昭和六十年に水産試験場、栽培漁業センター、沿岸漁民研修所を統合し、水産振興センターとして現在の場所に移転しました。昭和二十五～二十七年の事業報告書の緒言によると、昭和二十年八月の土崎空襲の際に戦前の試験調査資料の多くを失ったとのことです。

書庫には漁業関係の書籍、都道府県の水産試験場の報告書類、水産庁の報告書類、水産学会、大学、民間研究団体の研究集録などがありますが、前述の通り、戦前のものは残されていません。センターの事業報告書のみ明治期の水産試験場時代からのものが残されており、多少の欠本分はあるものの明治三十七年度から現在まで残されています。これらの報告書の中で特筆すべきは、酸性化以前の田沢湖で行われた国鱒の人工孵化試験の記録です(左下、写真)。現在、国鱒そのものが絶滅していることから貴重な資料であると言えます。また、戦後のものではありますが、水産試験場が行った魚類ごとの調査研究ファイルや、干拓以前の八郎潟で行われていた湖面漁業と水産資

源に関する研究調査もあります。

③計量検定所

元々、明治二十五年に「秋田県常置度量衡検定所」として設置され、昭和三十四年に秋田県庁構内に移転しました。その後、平成二年に現在の秋田市川尻に移転しました。

所蔵している簿冊で最も古いものは明治二十五年から昭和十七年にかけての中央からの通達指令を綴じた「通牒」です。明治二十五年は「秋田県常置度量検定所」が設置された年であることを考えると検定所創設時からの通牒ということになります。また、昭和二十七年施行の「メートル法」では、一般取引においては昭和三十四年一月一日より実施しており、その移行に関する簿冊も多く保存されており、メートル法移行の詳細を伺い知ることが出来ます。他には昭和九年から四十一年までの新聞記事

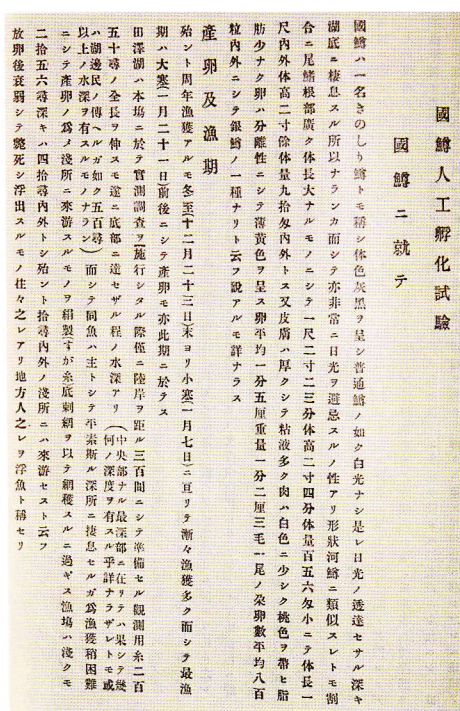
のスクラップや関係行事の写真をまとめたアルバムもあり、行政面だけではなく当時の庶民生活にどのような関わりがあったかわかることも

できます。

県内の各地方機関には業務上の理由で多くの資料、簿冊が保存されており、その中には戦前の貴重な文書が入っている場合もあります。当館のこの調査の目的は資料、簿冊の所在状況を把握することです。全県全ての文書を当館で保存することは出来ないことや、また各地方機関の事情により、結果として各地方機関に保存されている以上、当館としては資料の所在状況を把握しなければなりません。今後調査を進めるにあたって各地方機関には御協力をお願いします。

なお、これらの施設はあくまで業務上資料を保存しており、必ずしも一般公開等を行っているわけではない事をご了承ください。

(公文書班 高橋 健治)



「国鱒人工孵化試験記録」(水産振興センター所蔵)

●資料保存施設を訪ねて

東北大学附属図書館

仙台市青葉区川内

東北大学附属図書館は明治四十四年（一九二一）に同大学内に創設されました。刊行物のほか、狩野文庫や漱石文庫などもあり、多数の研究により利用されています。

秋田県関連所蔵史料としては秋田家史料（秋田家文書）があります。当館では平成十四年度より同文書の一部をマイクロフィルムによって収集する予定です。

秋田家は中世には出羽国秋田を拠



点とした戦国大名、近世には常陸国宍戸、のちに陸奥国三春を支配した近世大名です。

秋田家史料は昭和十四年（一九三九）に秋田家が同大学に寄託し、さらに平成七年に附属図書館に移管されて、同館所蔵となっています。平成十三年に刊行された『秋田家史料目録』によると四三三七点あります。

主として近世の史料が中心ですが、範囲は中世末期から近代に及んでいます。同目録では次のとおり三つに区分しています。

- 1 家文書（系図、官位叙任、家督、藩主筆跡等、肖像）
：五三七点
- 2 領主文書（内書、秋田時代、宍戸時代、三春時代、兵学、地図・絵図）
：一〇九一点
- 3 蔵品（目録、名家筆跡、文学・宗教、芸能・絵画、薬方、その他）
：二七〇九点

史料には蔵品も含まれています。古文書には他の戦国大名から受けた書状など、中世の秋田を知ることのできる史料も多数あります。

平成十三年度 評価選別実績報告

公文書館では、県庁の業務によって作成された公文書を歴史的資料として保存するため、毎年定期に引継ぎをしています。しかし、引継いだ簿冊の全てを保管する訳ではなく、歴史的価値もあるものと、廃棄処分するものとの評価選別を行っています。

毎年の記録を後世に正確に伝える公文書を選別するのは大変ですが、公文書館の重要な使命でもあります。一般的に、公文書館施設では引継

一般的に、公文書館施設では引継

（公文書班 高橋 健治）

ぎ簿冊総数の五パーセント程度が保存の目途とされています。当館では、平成九年度より、引継ぎ簿冊の第一次選別を行いました。十二年度までに七二、〇二七冊を選別し、一一、七三九冊を保存しました。第二次選別では保存分をさらに選別し、五パーセント程度にしぼる予定です。

今年度は平成六、七年度引継ぎの全課所分の他、平成六から十二年度引継ぎ県税事務所分と十二年度引継ぎ会計課分の二四、二七七冊を選別し、三、一二四冊の保存と二一、一五三冊の廃棄をしました。現在は、平成八年度引継ぎ簿冊の選別作業を進行中です。

平成13年度評価選別状況（平成14年3月現在）

平成6年度引継簿冊				
部名	総冊数	保存冊数	廃棄冊数	
総務部	1,551	722	829	
企画振興部	22	3	19	
福祉保健部	337	109	228	
生活環境文化部	168	11	157	
農政部	40	6	34	
林務部	158	33	125	
産業経済労働部	334	39	295	
建設交通部	360	52	308	
出納局	391	0	391	
合計	3,361	975	2,386	

平成7年度引継簿冊			
部名	総冊数	保存冊数	廃棄冊数
総務部	1,239	199	1,040
企画振興部	10	2	8
福祉保健部	3,506	447	3,059
生活環境文化部	510	186	324
農政部	1,951	128	1,823
林務部	265	48	217
産業経済労働部	384	7	377
建設交通部	1,287	491	796
出納局	212	0	212
合計	9,364	1,508	7,856

平成6～12年度引継簿冊			
部名	総冊数	保存冊数	廃棄冊数
県税事務所	10,092	601	9,491

平成12年度引継簿冊			
部名	総冊数	保存冊数	廃棄冊数
出納局（会計課）	1,460	40	1,420

表紙解説

角館は、慶長七年（一六〇二）佐竹義宣の秋田入部に伴い、その支配が戸沢氏から蘆名盛重へと変わり、さらに蘆名氏断絶後の明暦年間に、佐竹一門の北家が所領として治めた。

この絵図は、享保七年（一七二二）に当時の家老今宮義透が中心となつて領内調査を行った際につくられた「秋田領給人町絵図」の一つである。町の北と南を区分する火除け地帯の中央に土手が築かれ、その北側が侍屋敷町の内町、南側は町人が居住する外町であったが、外町の一部には侍屋敷もあった。絵図の北端に佐竹北家の屋敷がみられる。内町の一つ勝楽町には、塩谷氏・今宮氏などの廻座級の武士が居住した。また秋田蘭画で知られる小田野直武は同じく内町の一つ裏町で生まれている。

当館では、角館の他に大館、松山、刈和野、湯沢、院内の給人町絵図を所蔵しており、昭和六十三年に県の有形文化財に指定されている。

（古文書班 後藤 富貴）

『国典類抄』検索システムについて

『国典類抄』は初代藩主・義宣から八代・義敦の治世までの記録類を集大成した編纂史料です。内容により六部（吉・凶・軍・賓・嘉・雜）に分けられています。

県立図書館所蔵時代に同館により全一九巻で翻刻刊行されましたが、現状では目的の項目に到達するのが困難なため、早くから索引の作成が望まれていました。このたび業者委託により検索システムの作成に着手しております。

刊行案内

当館では本年三月に『渋江和光日記』第九巻と所蔵古文書目録第五集『系図目録Ⅱ』を刊行しました。

『渋江和光日記』第九巻は、天保四年（一八三三）七月から五年十二月まで、藩の御相手番・渋江和光四三歳から四四歳にかけての

日記です。当時の藩政や上級武士の生活ぶりの一端を窺い知ることができます。

『系図目録』は当館貴重文書庫に収蔵されている秋田藩士の系図関係史料を三冊に分けて刊行する予定です。今回はその二冊目として、文化期（一九世紀初頭）に藩が家臣団から収集した系図を中心に、江戸時代後期の系図史料を収めました。

どちらも今後の利用に役立てていただくようお願いします。

公文書館

平成十四年度の事業計画

- 『事業年報』第九号の発行
- 館報「公文書館だより」の発行
- 公文書の引継ぎ
- 公文書の目録の整備
- 行政資料目録の整備
- 公文書及び行政資料の公開冊数の追加
- 公文書及び行政資料の中性紙保存箱への収納促進

○公文書の保存及び廃棄の選別

○公文書の廃棄

○県政映画の補修及び恒久保存とビデオ化

○公文書のマイクロフィルム化

○特別整理に伴う臨時休館

五月十三日～十九日
十一月十一日～十七日

お知らせ

秋田県公文書館はこれまで公文書班、古文書班で業務を行って来ましたが、平成十四年四月一日より古文書班に係わる業務を、秋田県立図書館に移管することになりました。

公文書館だより 第十六号

平成十四年三月三十一日発行
編集発行 秋田県公文書館

〒〇一〇一〇九五二

秋田市山王新町一四一三一

☎〇一八（八六六）八三〇一

印刷 秋田活版印刷 株式会社